

平成22年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況(案)

平成23年9月

農 林 水 産 省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

目 次

平成22年度の実施状況の概要について	1
トピックス 東日本大震災への対応.....	6
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	12
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営	13
① 重視される機能に応じた管理経営	13
ア 水土保全林	15
イ 森林と人との共生林	17
ウ 資源の循環利用林	19
② 路網の整備	21
③ 治山事業の実施	23
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	27
① 民有林との連携による森林・林業の活性化	27
② 流域管理推進アクションプログラムの取組	31
(3) 国民の森林としての管理経営	33
① 双方向の情報受発信.....	33
② 森林環境教育の推進	37
③ 森林整備・保全への国民参加	43
ア 分収林制度による森林づくり	43
イ N P O等による森林づくりや森林保全活動の支援	45
ウ 木の文化を支える森づくり	49
(4) 地球温暖化防止対策の推進	51
(5) 生物多様性の保全.....	55

2 国有林野の維持及び保存	60
(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	61
① 森林の巡視及び境界の保全	61
② 森林病虫害の防除	63
③ 鳥獣被害の防除	65
④ 保安林の適切な管理	69
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	71
① 保護林の設定及び保全・管理の推進	71
② 「緑の回廊」の整備の推進	75
③ 野生動植物の保護管理の推進	79
④ 地域やN P O等との連携による保護活動の推進	81
⑤ 環境行政との連携	83
3 国有林野の林産物の供給	86
(1) 計画的な収穫の実施	87
(2) 林産物等の販売	89
4 国有林野の活用	94
(1) 国有林野の活用の適切な推進	95
① 国有林野の貸付け	95
② 林野・土地の売払い	97
(2) 公衆の保健のための活用の推進	99

5 国有林野の事業運営	104
(1) 管理経営の事業実施体制	105
① 民間委託の推進	105
② I T の活用	107
③ 労働安全衛生の確保	107
(2) 平成22年度の収支	109
6 その他国有林野の管理経営	112
(1) 人材の育成	113
(2) 林業技術の開発普及	115
(3) 地域振興への寄与	117
(4) 労使協力の推進	117
(参考)	
1 用語の解説	121
2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	129
(索引)	
図及び表の索引	131

平成22年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めていますが、その多くは奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、原生的な天然林^{注)} も多く残されています。

このため、国有林野に対しては、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能を高度に発揮させることが求められてきました。近年では、これらに加えて、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや森林環境教育等への貢献が求められるなど、国民の皆さんの期待や要望は、公益的機能の発揮を中心にさらに多様化しています。

国有林野事業では、国民の皆様の多様な要請に応えるため、「森林・林業基本計画」等に基づくとともに、「森林・林業再生プラン」（平成21年12月農林水産省公表）に沿って、公益的機能の維持増進を旨として適切かつ効率的な管理経営に努めています。

(管理経営基本計画及び平成22年度の実施状況)

国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにするため、あらかじめ国民の皆さんとの意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を策定し、これに基づき管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で、5年毎に改定することになっています。

平成22年度は、平成20年12月に定めた平成21年4月から平成31年3月までを計画期間とする管理経営基本計画の2年目に当たり、名実ともに開かれた「国民の森林」^{もり}を実現していくため、①国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、②森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくり等の推進、③地球温暖化防止、生物多様性の保全等新たな政策課題への率先した取組、④双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組等に努めました。

本報告は、こうした平成22年度における管理経営基本計画の実施状況について、国民の皆さんとの理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけわかりやすく記載したものです。

* 右肩に「注)」と書いてある用語については、その解説を121～128ページに掲載しています。

(平成22年度の主な取組)

平成22年度に実施した主な取組は以下のとおりです。

トピックス 東日本大震災への対応

- 震災による被害調査等に迅速に対応しました。(本文6ページ)

(1) 公益的機能の維持増進

- 森林の公益的機能を維持増進させるため、長伐期施業^{注)}や針葉樹と広葉樹の混交などによる育成複層林施業^{注)}を実施しました。(本文15ページ)
- 森林の健全性を保つとともに、地球温暖化防止に貢献するため、間伐^{注)}を推進しました。なお、間伐材については、木材の有効利用の観点から、搬出・供給に努めました。(本文19ページ)
- 地震や集中豪雨などによる山地災害の復旧に迅速に対応しました。(本文23ページ)

(2) 森林環境教育や森林とのふれあい等の推進

- 学校等を対象に国有林野を森林環境教育の場として提供する「遊々の森」の協定を新たに全国11箇所で締結しました。(本文37ページ)
- 森林整備への国民参加を促進するために協定を締結した全国137箇所の「ふれあいの森」で、延べ約1万3千人の方に森林づくり活動に参加していただきました。(本文45ページ)
- 自然再生などに取り組む地域の方々等と連携し、現地調査や再生活動等に取り組みました。(本文45ページ、55ページ)

(3) 新たな政策課題への率先した取組

- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐の実施等健全な森林の育成や治山事業等における木材の利用を推進しました。(本文51ページ)

- 生物多様性の保全を図るため、保護林や「緑の回廊」の設定、適切な計画や整備、保全管理活動、モニタリング調査の実施等の順応的な管理経営に取り組みました。（本文55ページ）
- シカ等の野生鳥獣による被害を防止するため、地方自治体やN P O^{注)} 等と連携して、生息環境整備や個体数管理など総合的な対策に取り組みました。（本文65ページ）
- 優れた自然環境を有する森林の維持・保全等を図るため、全国10箇所で「保護林」を設定・変更しました。（本文71ページ）

（4） 双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組

- 広く国民の声を聞き管理経営に活かすため、「国有林モニター^{注)}会議」等を行いました。（本文33ページ）

（5） 林産物の持続的かつ計画的な供給

- 自然環境の保全に配慮しつつ、林産物を持続的かつ計画的に供給し、地域における木材の安定供給に貢献しました。また、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の供給にも努めました。（本文87、89ページ）

（6） 効率的な事業の実施

- 伐採・造林等の事業について、そのほとんどを民間委託化するなど、効率的な事業運営に努めました。（本文105ページ）
- 木材価格の低迷等厳しい状況の中、収支両面にわたる努力を行い、平成16年度以降は新規借入金をゼロとしており、収入が支出を62億円上回りました。また、借入金を10億円返済しました。（本文109ページ）



平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震により発生した
津波により被災した海岸防災林
(宮城県山元町、東北森林管理局管内)

トピックス

東日本大震災への対応

東日本大震災への対応

平成23年3月11日に、三陸沖を震源として、「平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震」が発生しました。この地震により、広い範囲で強い揺れが観測されました。また、太平洋沿岸を中心に高い津波が観測され、特に東北地方の太平洋沿岸地域で大規模な津波被害が発生しました。さらに、3月12日には、長野県北部を震源とする震度6強の地震が発生し、これらの地震・津波による被害は未曾有の規模となりました。

国有林関係の被害としては、地震による山腹崩壊、山火事や林道の損壊、津波による防潮護岸、海岸防災林の被災等が確認されました。さらに、林野庁の出先機関においては、東北地方の太平洋沿岸部に位置する三陸北部、三陸中部、磐城の各森林管理署等で建物等の被害が発生しました。

関係森林管理局では、地震発生直後に、ヘリコプターによる山地等の現地調査を行うとともに、不通となつた県道の迂回路として国有林林道を活用しました。また、関係機関と連携し、森林管理局・署職員による被災地への食料等支援物資の搬送支援などに取り組みました。

事例 東日本大震災への緊急対応

東北森林管理局では、東日本大震災の発生を受け、仮設住宅土台用杭丸太向け原木の安定供給に取り組みました。また、大口需要者である合板工場等が被災したため、木材市況に影響を及ぼさないよう弾力的な木材の供給に努めています。

さらに、災害により発生したがれきの一時置場や仮設住宅用地として、国有林野の無償貸付や候補地の情報提供を行いました。

(東北森林管理局)



場所：秋田県能代市（上）、宮城県仙台市（下）
説明：写真は、仮設住宅土台向け杭丸太用原木の輸送（上）と、がれきの一時置場の様子（下）です。

事例 東日本大震災における緊急対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、防潮護岸や海岸防災林等に甚大な被害が発生しました。

特に、宮城県気仙沼市大谷海岸においては、防潮護岸等の治山施設流失や地盤沈下のため、高潮や波浪による浸水被害が危惧されたことから大型土のう設置による緊急対策工事に着手しました。

(東北森林管理局)



場 所：宮城県気仙沼市大谷海岸

説 明：写真は、津波による被災状況の調査の様子（上）と、大型土のうによる緊急対策中の防潮護岸工（下）です。

事例 長野県北部地震発生時の長野県と連携した取組

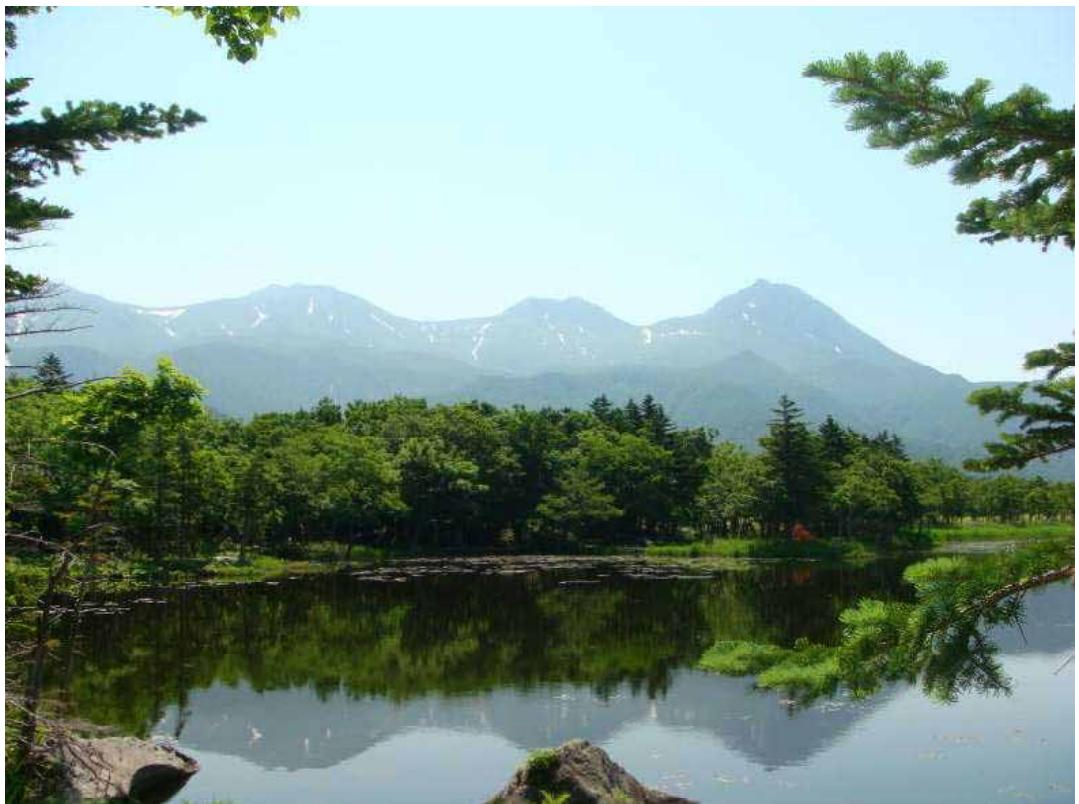
中部森林管理局では、平成23年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震による被害状況の確認のため、地震発生当日に長野県担当者とともに、ヘリコプターから山地の崩壊状況の調査を行いました。

また、警戒体制や復旧計画を検討するため、専門家、林野庁担当者、長野県担当者とともに現地調査を実施したほか、民有林における復旧計画の検討委員会にも参画しながら上流域の国有林と連携した対策を進めることとしています。

(中部森林管理局)



場所：長野県下水内郡栄村
説明：写真は、現地調査のためにヘリコプターに乗り込む様子（上）と、林野庁と長野県との合同での現地調査の様子（下）です。



知床五湖に映る知床連山（北海道森林管理局）

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営

① 重視される機能に応じた管理経営の推進

国有林野は、せきりょう奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

また、近年では、森林に対する国民の皆さんの期待や要請が、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育や木の文化の継承への貢献等、さらに多様化しています。

国有林野事業では、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、こうした要請等に適切に対応するため、重点的に発揮させるべき機能によって国有林野を次の三つの類型に区分し、適切かつ効率的な管理経営を行っています。

- ・ 國土の保全や水源の涵養を通じて安全で快適な國民生活を確保することを重視した「水土保全林」
- ・ 貴重な自然環境の保全や、國民の皆さんと自然とのふれあいの場を提供することを重視した「森林と人との共生林」
- ・ 公益的機能の発揮に配慮しつつ、効率的に木材等の林産物の生産を行うことを重視した「資源の循環利用林」

表－1 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積計758万ha)		目指すべき森林の姿	森林施業 ^{注)} の特徴
水土保全林 515万ha (68%)	国 土 タ 保 イ 全 普 147万ha (19%)	樹木の根が土壤に張り巡らされ、落葉層が保たれ、下草の発達が良好な森林	天然林では、育成複層林施業 ^{注)} を推進。 人工林では、複層林化や、自然に育った広葉樹等 ^{注)} を活用した針広混交林化を推進。
	水 源 か ん イ 養 普 367万ha (48%)	隙間が多く雨水を吸収しやすい土壤を有し、多様な樹種で構成される根や下草の発達が良好な森林	天然林では、育成複層林施業を推進。 人工林では、複層林化、伐期の長期化、針広混交林化を推進。
森林と人と の共生林 216万ha (28%)	自 然 タ 維 持 普 161万ha (21%)	原生的な森林生態系を保つ森林や、貴重な動植物の生息・生育に適した森林	特別な場合を除いて伐採を行わず、自然の推移 ^{注)} に委ねる天然生林施業 ^{注)} を実施。
	森 林 空 間 タ 利 用 普 55万ha (7%)	優れた自然美を有する森林や、史跡、名勝等と一体となって特色ある景観や歴史的風致を構成する森林	天然林では、多様な森林を維持・造成するための天然生林施業を実施。 人工林では、景観の維持に配慮しつつ、育成複層林施業等を実施し、必要に応じて広葉樹等の導入による針広混交林化を推進。
資源の循環利用林 28万ha (4%)		成長力が旺盛で優れた木材等の林産物の生産に適し、林道等が整備された森林	通常伐期の育成単層林施業 ^{注)} を実施。また、大径材の供給を目的として長伐期施業も実施。

注：1 面積は、平成23年4月1日現在の数値である。

2 機能類型区分外（約9千ha）は、資源の循環利用林に含む。

3 国有林野面積計が、各機能類型区分の面積の合計と一致しないのは、四捨五入による。

ア 水土保全林

国有林野の68%を占める「水土保全林」を、その目的によって、「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に細分しています。

「国土保全タイプ」の森林では、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や、飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的に、間伐等の施業を行っています。

「水源かん養タイプ」の森林では、渇水や洪水の緩和等を目的として、健全な森林を保っていくために、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や、育成複層林施業、針広混交林化等を行っています。

この育成複層林施業を進めるために、長期育成循環施業^{注)}を推進しました。

事例 水源林での育成複層林施業の実施

もがみぐんまむろがわまち

山形県最上郡真室川町は、最上川上流部に位置し、山形県最上地方や庄内地方の水源として重要な役割を果たしています。

山形森林管理署最上支署では、水源涵養機能の維持増進を図るため、上層木を部分的に伐採し、下層の樹木を育てるにより、樹齢や高さの異なる樹木からなる森林を造成する育成複層林施業を行っています。

(東北森林管理局 山形森林管理署最上支署)



場所：山形県最上郡真室川町 東亦山国有林
説明：写真は、育成複層林施業地の様子です。

イ 森林と人との共生林

国有林野の28%を占める「森林と人との共生林」を、自然環境の維持・保全、遺伝資源の保存等を目的とした「自然維持タイプ」と、レクリエーション活動の場の提供や優れた景観の維持を目的とした「森林空間利用タイプ」に細分しています。

「自然維持タイプ」の森林では、特に原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育するなど、特別な保全・管理が必要な森林を対象に、保護林（71ページ参照）の設定を進めています。

「森林空間利用タイプ」の森林では、国民の皆さんに森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただく「レクリエーションの森」（100ページ参照）や、森林づくりを行うボランティア団体等に活動の場を提供する「ふれあいの森」（45ページ参照）を設定しています。

また、世界自然遺産^{注)}はもとより、世界文化遺産^{注)}周辺の森林景観を保全するための施業等にも取り組んでいます。

事例 世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」貢献の森林づくり

和歌山森林管理署では、神社等の木造建造物の修復用資材の供給をはじめ参詣道や木造文化財等と一体となった森林景観の保全整備のために「世界文化遺産貢献の森林」を設定し、熊野古道の周辺の森林整備等を行っています。

また、木の文化を支える「高野山古事の森」を設定して、下刈^{注)}等を行うとともに、重要文化財等の見学会などを通じて、森林と世界文化遺産との関わりについて理解してもらうよう努めています。

(近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署)



場所：和歌山県新宮市 御手洗国有林
説明：写真は、森林整備前の事前説明（上）と、繁茂した竹を伐採している様子（下）です。

ウ 資源の循環利用林

国有林野の4%を占める「資源の循環利用林」は、国民生活に必要な木材を安定的かつ効率的に供給することを目的とする森林です。

その多くは、スギ、ヒノキ、カラマツ等の人工林であり、多様で良質な木材を将来にわたって安定的に供給していくけるよう、木材の生産目標に応じて更新^{注)}、保育や間伐を進めるとともに、効率的な木材生産の基盤となる路網^{注)}の整備も進めています。

間伐の実施に当たっては、木材の有効利用の観点から、間伐材の搬出・供給に努めています。

表－2 更新、保育、間伐の実施状況

(単位 : ha、%、万m³)

区分		平成22年度	(参考)平成21年度
更新 (ha)	人工造林 ^{注)}	5,372	7,022
	資源の循環利用林	1,223(23)	1,945(28)
	天然更新 ^{注)}	4,612	4,904
	資源の循環利用林	74(2)	81(2)
保育 (ha)	下刈	87,033	77,313
	資源の循環利用林	4,412(5)	5,049(7)
	つる切 ^{注)} 、除伐 ^{注)}	35,573	54,616
	資源の循環利用林	1,166(3)	2,298(4)
間伐(万m ³)		616	643
	資源の循環利用林	37(6)	39(6)

注：1 ()書は、資源の循環利用林において実施したものの割合(%)である。

2 分収造林(43ページ参照)における実績を含む。

事例 低コストで効率的な作業システムによる間伐の推進

北海道森林管理局では、健全な森林を育てるために不可欠な間伐を一層推進するため、列状間伐^{注)}と高性能林業機械^{注)}を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを積極的に導入しています。

また、間伐材については、木材の有効活用の観点から積極的な搬出、供給に努めています。

(北海道森林管理局)



場所：北海道広尾郡広尾町 広尾国有林（十勝西部森林管理署管内）
説明：写真は、列状間伐実施後（上）と、プロセッサとフォワーダによる作業（下）
の様子です。

② 路網の整備

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、投資効率や景観などにも十分配慮しながら、林道や作業道等による路網の整備を進めています。

基幹的な役割を果たす林道については、平成22年度末の路線数は12,628路線、延長は43,946kmとなりました。

また、高性能林業機械を活用した低コストで効率的な森林整備を推進するため、林道と組み合せて継続的に利用する作業道等を整備しています。

継続的に利用する作業道については、平成22年度に275kmを新たに作設しました。

こうした路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土・盛土などの土工量や構造物の設置数を減少させるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することで、コスト縮減等に努めています。

また、このような低コストな路網整備の取組について、率先して現地検討会を開催する等、民有林への普及にも取り組んでいます。

さらに、国有林と民有林が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例 低コスト路網現地検討会の開催

中部森林管理局では、地方自治体・林業事業体・森林管理署の関係者等、総勢約640名が参加して、高性能林業機械を効率的に組み合わせた作業システム、搬出効率を踏まえたルート選定と丈夫で簡易な作業路の開設等の各森林管理署等の取組の中での課題を踏まえた現地検討会を開催しました。

(中部森林管理局)



場所：岐阜県下呂市 高天良国有林（岐阜森林管理署管内）
説明：写真は、作業路の作設（左上）と、作設された作業路（右上）、スイングヤードによる集材とプロセッサによる造材（下）の様子です。

③ 治山事業の実施

安全で安心できる暮らしを確保することを目的に、治山事業により、荒廃地の復旧整備や保安林^{注)}の整備を計画的に進めています。

平成22年度には、霧島山（新燃岳）の噴火災害への対応に加え、広島県における梅雨前線豪雨による災害や東日本大震災などの大規模災害発生時に緊急対策を行うとともに、都道府県からの要請を受け、森林管理局等の職員を派遣し、民有林の被害箇所の調査や復旧計画作成に向けた技術的支援を行いました。（トピックス9・10ページ参照）

このほか、国有林内において集中豪雨や台風などにより被災した山地の復旧整備や機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行うとともに、民有林内で大規模な山地崩壊や地すべりが発生し、その復旧工事に高度な技術が必要な箇所等において、都道府県からの要請を受け、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行いました。

これらの事業を行うに当たっては、自然環境の保全に配慮するとともに、コストの縮減に努めています。

また、各都道府県を単位として治山事業連絡調整会議を設置し、国有林・民有林間の事業の調整及び情報の共有等を図るとともに、流域保全の観点から、国有林と民有林が近接している地域においては、一体的な全体計画を作成し、国有林と民有林が連携して効果的・効率的に荒廃地の復旧整備を行っています。

事例 地域の安全・安心への取組（民有林直轄治山事業）

岩手南部森林管理署では、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震の災害箇所について治山事業による災害復旧に取り組んでおり、事業規模が著しく大きく高度な技術を要する大規模山地災害箇所については、岩手県からの要請を受け、民有林直轄地すべり防止事業を実施しています。事業の実施にあたっては、地元説明会等を実施するなど関係機関や地元住民と意見交換をし、理解を得ながら事業を進めています。

（東北森林管理局 岩手南部森林管理署）



場所：岩手県一関市 市野々原地区地すべり災害復旧現場
説明：写真は、地震発生直後（左上）と平成23年7月時点（右上）の市野々原地区地すべりと、地元住民参加による植樹祭での現地説明の様子（下）です。

事例 国有林と民有林での治山事業の一体的な実施

大分県の由布岳北側斜面では、これまで国有林・民有林が連絡調整する中でそれぞれの事業により治山対策に取り組み、復旧が進んでいるところですが、上部崩壊地からの土砂の流出がなお続いています。

今後も集中豪雨等により多量の土砂が下流へ流出するおそれがあることから、平成22年度からは、国有林・民有林一体となった全体計画を作成し、より効果的・効率的に荒廃地の復旧整備を図っています。

(九州森林管理局 大分森林管理署)



場所：大分県由布市湯布院町
説明：写真は、由布岳の大規模崩壊地と復旧状況です。

事例 霧島山（新燃岳）噴火への緊急対策の実施

宮崎県と鹿児島県にまたがる霧島山（新燃岳）では平成23年1月26日以降活発な活動が続き、噴火に伴う降灰が宮崎県都城市、鹿児島県霧島市などで観測されました。

降雨により土石流等が発生するおそれがあったことから、宮崎森林管理署都城支署では、土石流センサーの設置や既存の治山施設の機能向上対策（流路の確保、堆積土砂の除去）等の緊急対策を実施しました。

（九州森林管理局 宮崎森林管理署都城支署）



場所：宮崎県都城市
説明：写真は、霧島山（新燃岳）の噴火の様子（上）と、既存の治山施設に設置した土石流センサーの設置状況（下）です。

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

① 民有林との連携による森林・林業の活性化

「森林の流域管理システム」は、流域を基本単位として、民有林・国有林を通じた適切な森林整備の推進や林業・木材産業の振興を図るため、森林・林業・木材産業の関係者のみならず、下流域の都市住民等も含めた幅広い関係者が連携し、一体となって取り組むものです。

国有林は、この流域管理システムの下で、流域森林・林業活性化協議会^{注)}などを通じて積極的な働きかけを行っています。

特に、近年、民有林と国有林が近接している地域において、地方公共団体や民有林所有者等と森林管理署等が協定を締結し、民有林と国有林が相互に利用できる効率的な作業道の整備や、計画的な間伐等の森林施業を行う「森林共同施業団地」の設定を推進しており、平成22年度末現在、全国に75箇所設定されています。また、NPO、ボランティア団体等との間で協定を締結し、国有林をフィールドとして、民間団体等が森林づくり活動をはじめ多様な活動に取り組む事例（37ページ、45ページ参照）も増えています。

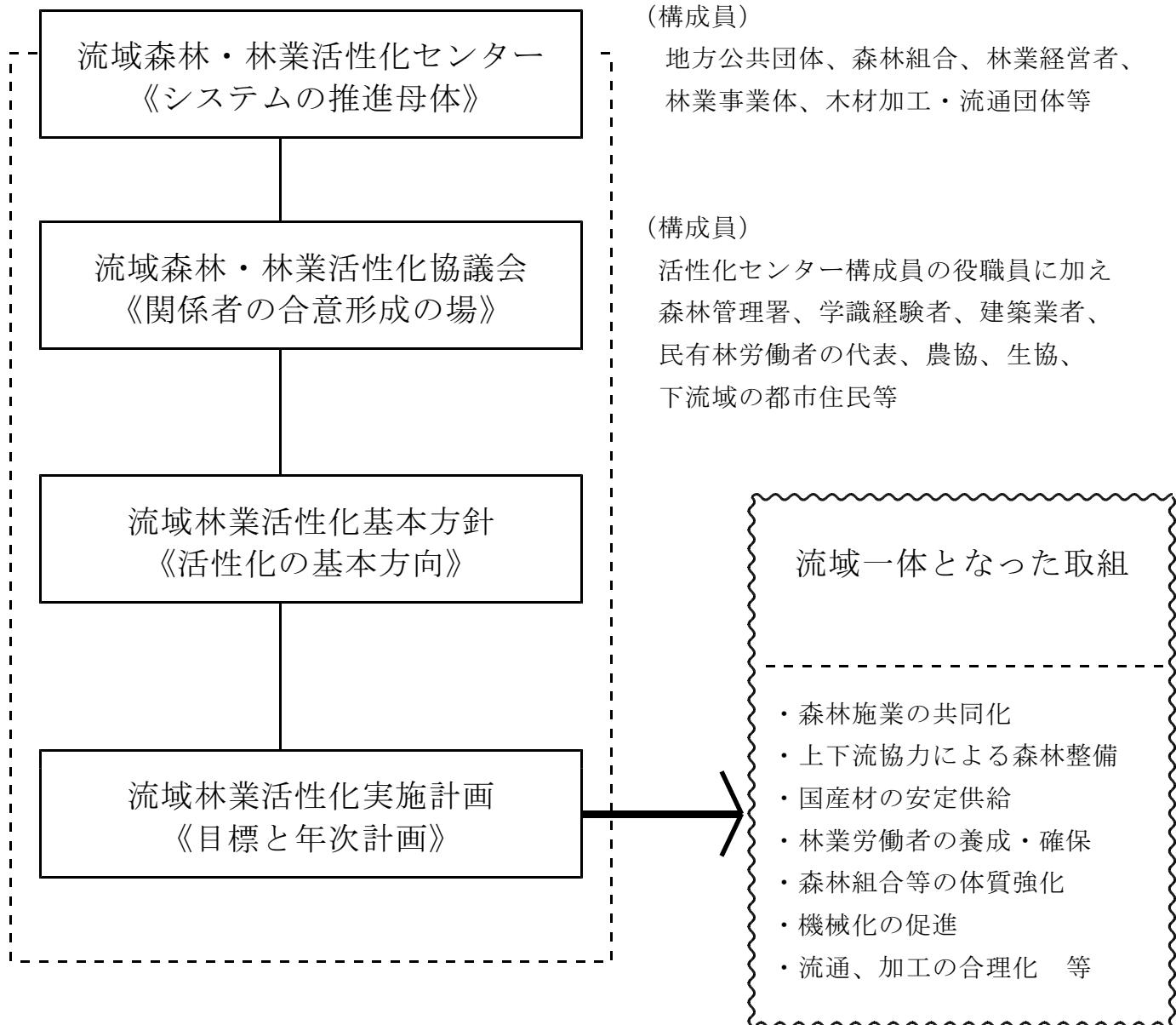
表－3 森林共同施業団地の現況

	平成22年度	(参考) 平成21年度
設定箇所数	75箇所	46箇所
総面積（うち、国有林野）	1,189百ha(569百ha)	748百ha(269百ha)

注：各年度末現在の数値である。

図－1 森林の流域管理システムの考え方

- 流域内の市町村、森林・林業・木材産業関係者等が、流域森林・林業活性化センター^{注)}を組織し、その下で協議会を開催。
- 流域ごとの活動の基本方針及び実施計画を策定するとともに、関係者間の合意形成を促進し、これに沿って流域一体となった取組を推進。



事例 森林共同施業団地の設定

関東森林管理局では、静岡県、福島県などとの間で、民有林・国有林の連携による森林整備を推進するための「覚書」を締結し、具体的に連携可能な地区において、森林整備の内容等について「森林整備推進協定」を締結し、「森林共同施業団地」を設定しました。

平成22年度には、伊豆地域森林共同施業団地（静岡県賀茂郡松崎町ほか）、 笹森山地区森林共同施業団地（福島県福島市ほか）、古殿地域森林共同施業団地（福島県石川郡古殿町）が設定されました。

（関東森林管理局）



場所：静岡県賀茂郡松崎町、福島県福島市
説明：写真は、「伊豆地域森林整備協定」の調印（上）と、「豊かな森林づくりに関する覚書」の締結（下）の様子です。

事例 民有林と国有林が連携した取組の推進

米代川流域では、米代川流域林業活性化センターが中心となって、流域内で生産される木材の供給体制の強化等を図るとともに、民有林と国有林が連携した作業道作設の取組を進めています。今後とも、流域の森林管理署等が蓄積してきた技術や知見を提供することにより、森林・林業の再生に積極的に貢献していくこととしています。

(東北森林管理局 米代東部森林管理署ほか)



場所：米代川流域
説明：写真は、民有林・国有林合同の意見交換会（上）と、作業道作設技術研修会（下）の様子です。

② 流域管理推進アクションプログラムの取組

流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林が流域ごとに先導的・積極的に取り組む行動計画として「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」をとりまとめています。

平成22年度は、森林施業の技術交流や地域材等の利用推進に向けた検討会など森林整備の推進や林業・木材産業の振興を図るための取組を民有林関係者と合同で実施したほか、N P O、地域住民の方々等が行う森林づくり活動の支援等の森林・林業に関する普及啓発のための取組など、全国で750課題に取り組みました。

表－4 流域管理推進アクションプログラムの事例 (平成22年度)

流域名	取組の概要
十勝流域 (北海道森林管理局)	国有林のフィールドを活用して、緑の雇用対策事業や林業事業体が主催する研修を実施
三八上北流域 (東北森林管理局)	牧草地を早期に低コストで森林化を図り、公益的機能の向上と野生生物との共生を図る森づくりのための試験を地元市町村と実施
阿武隈川流域 (関東森林管理局)	地域の林業関係者による検討会を開催し、コンテナ苗の植樹体験と低コスト造林の普及に向けた意見交換を実施
尾張西三河流域・東三河流域 (中部森林管理局)	低コストで効率的な作業システムを推進するため、関係機関や事業体と路網線形の現地検討会を実施
江の川下流流域 (近畿中国森林管理局)	林業体験と海での稚魚放流体験を相互に実施すること等により上下流域の役割等を再認識する取組を実施
吉野川流域、那賀・海部川流域 (四国森林管理局)	流域の協議会等に国有林材の年間供給可能量を提供し関係者の計画的な生産活動に貢献
熊毛流域 (九州森林管理局)	ヤクタネゴヨウの増殖・復元、ヤクシカ被害対策について、関係機関と連携を図り、下刈作業やシカ防護ネットの補修等を実施

事例 「縁桂」の保全・普及啓発の推進

檜山森林管理署では、乙部町富岡国有林の巨樹・巨木の「縁桂」（森の巨人たち百選^{注)}）の保全活動を実施するとともに、地域住民の参加する催し等を通して、森林の役割や公益的機能などの理解を深めてもらうため、森林づくりの普及啓発活動を行っています。

（北海道森林管理局 檜山森林管理署）



場所：北海道爾志郡乙部町 富岡国有林
説明：写真は、縁桂（左）と遊歩道を散策する参加者（右）の様子です。